

白糠バイパス及び第二京阪道路等の事業認定に係る  
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成18年 6 月26日（月）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題
  - ・一般国道338号改築工事（白糠バイパス）の事業認定関係
  - ・第二京阪道路（京都南・大阪北道路及び一般有料道路）及び近畿自動車道天理吹田線改築工事（門真ジャンクション）の事業認定関係

4. 議事要旨

公共用地分科会において審議された案件は、以下の2件である。

- ①国土交通省東北地方整備局長から付議された一般国道338号改築工事（白糠バイパス・青森県上北郡六ヶ所村大字泊地内から同県下北郡東通村大字白糠地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- ②国土交通大臣から付議された一般国道1号改築工事（「第二京阪道路（京都南・大阪北道路）」・大阪府枚方市津田北町三丁目地内から門真市大字蕨島地内まで）並びにこれに伴う一般国道、府道、市道及び農業用水路付替工事及び特別高压送電線鉄塔移設工事及びこれに伴う附帯工事、一般国道1号改築工事（一般有料道路「第二京阪道路」・大阪府枚方市津田北町三丁目地内から門真市大字蕨島地内まで）並びにこれに伴う一般国道、府道、市道及び農業用水路付替工事及び特別高压送電線鉄塔移設工事及びこれに伴う附帯工事及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線改築工事（門真ジャンクション（仮称）新設工事（大阪府大阪市鶴見区安田二丁目地内から門真市桑才新町まで）及びこれに伴う附帯工事

上記の2件について審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする東北地方整備局長並びに国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

（白糠バイパス）

- ・ 本事業のメインの公益性は、近隣に原子力発電施設等が立地していることから、万が一原子力災害等が発生した場合の円滑な避難・緊急輸送体制の確保により「地域住民の安全性の向上」に寄与する、ということだと思ふ。
- ・ 意見対照表のまとめ方については、意見書の趣旨自体が明確でないのはわかるが、できるだけ意見書に忠実な記述をした上で、それに対応する認定庁の見解を記述をするよう心がけるべきである。

（第二京阪道路等）

- ・ 第二京阪は、生活道路に車が入っていることが非常に大きな問題であることから事業が急がれており、また地元で強く望まれている事業である。
- ・ 保育園関係の畑を所有する地権者に対する用地交渉については、事業認定の適否に関係のない個別の対応の話であるが、起業者はきめ細かい対応をすべきではないか。